千葉県里親養育相互援助事業実施要綱

第1目的

里親養育相互援助事業(以下「里親サロン事業」という。)は、里親及び 里親になることを希望する者など(以下「里親等」とする)が児童相談所 等に集い、相互に交流することにより里親等の精神的負担の軽減を図ると ともに、委託された子どもの適切な養育を確保することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は千葉県とする。ただし、必要に応じて里親関係団 体等に委託して実施できるものとする。

第3 事業内容

(1)事業内容

里親が児童相談所等に集い、児童福祉司等の支援のもとに情報交換や 子どもの養育についての話し合い等を通じて、里親自身の養育技術等の 向上並びに負担の軽減等を図る。

(2) 実施方法

- ア 里親サロン事業の実施については、里親等が主体的に取組むことができるよう配慮するものとする。また、児童福祉司等は、里親が行う 養育に関する相談や関係機関との連絡調整に当たるほか、里親サロン 事業の円滑な運営を支援するものとする。
- イ アの児童福祉司等には、児童福祉司の他、児童福祉司経験者、児童 指導員、里親経験者など児童福祉に関する経験を有する者をあてるも のとする。
- ウ 里親サロン事業が実施された後、児童福祉司等は、必要に応じて児 童相談所の里親担当者に支援内容を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。